有 担 保 住 宅 ロ ー ン

2025年7月1日現在

1. 資 金 使 途	・自己居住用住宅資金および付随費用 ＊「住宅資金以外」について：上記の資金使途に加えて、付帯設備資金、他金融機関等ローンの借換資金（負債整理資金・事業性資金を除く）、自動車購入資金を500万円まで合算して申込みすることが可能です。ただし、「住宅資金以外」をご利用の場合、融資口座は「住宅資金」と区分し、2口座となります。
2. 貸 出 形 式	・証書貸付
3. 貸 出 金 額	・1億円以内（原則として1万円単位）
4. 貸 出 期 間	・50年以内
5. 借 入 資 格	・次のすべての条件を満たす方 ① 未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと ② 安定継続した年収が150万円以上であること ③ 最終弁済時年齢が満81歳未満であること ④ 原則として当金庫が指定する生命保険に加入できること ⑤ 保証機関の保証を受けられること
6. 貸 出 金 利 (1)利 率	・当金庫所定の利率を適用します。 固定金利特約（3年自動更新・5年自動更新・10年自動更新）、固定金利（全期間固定）、変動金利、上限金利特約付変動金利のいずれかとします。 ※ 固定金利特約（5年特約）、変動金利、上限金利特約付変動金利の新規受付は2023年9月30日をもって終了しました。 ※ 「住宅資金」と「住宅資金以外」をご利用の場合は、固定金利特約（3年自動更新、10年自動更新）のみ対象となります。 ※ 固定金利（全期間固定）は、「住宅資金」のみご利用の場合、対象となります。
(2)利率の見直し	【固定金利特約】 当初借入より3年、5年、10年を特約期間とし、利率の見直しを行いません。 特約期間終了時点で再度固定金利特約を選択することもできますが、その際の利率は借入当初の利率とは異なることがあります。 また、再度固定金利特約を選択しなかった場合、変動金利となります。 なお、利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。 【変動金利】 年2回、6カ月に1度、労金変動型住宅ローンプライムレートを基準金利として利率の見直しを行います。 【上限金利特約付変動金利】 年2回、6カ月に1度、労金変動型住宅ローンプライムレートを基準金利として利率の見直しを行います。 なお、当初借入より10年を特約期間とし、見直し後の利率が契約時に決定した上限金利を上回ったときには、その上限金利を利率として適用します。 特約期間終了時点で再度上限金利特約付変動金利を選択することもできますが、その際の上限金利は借入当初の金利とは異なることがあります。 また再度上限金利特約付変動金利を選択しなかった場合、変動金利となり上限金利の適用はありません。
(3)返済額の変更	【固定金利特約】 特約期間中は返済額の見直しは行いません。 特約期間終了時に、返済額を見直します。 見直し後の返済額が見直し前の返済額より少ない場合は原則として返済額を見直さず、最終期日を繰り上げます。

	【固定金利（全期間固定）】 返済期間中、当初契約時に定めた固定金利が適用されます。 【変動金利】 利率の変更にかかわらず、5年ごとに返済額を見直します。 見直し後の返済額は、見直し前の返済額の1.25倍を限度とします。 見直し後の返済額が見直し前の返済額より少ない場合は原則として返済額を見直さず、最終期日を繰り上げます。
(4)一括返済	・利率の変更等により、当初の貸出期間が満了しても未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終期日に一括返済していただきます。
7. 返済方式	・元利均等月賦償還または元利均等月賦半年賦併用償還 元利均等償還とは、返済期間を通じて元本と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。 毎月１回返済を行う「月賦償還」、月賦償還と半年に１回返済を行う半年賦償還とを組み合わせた「月賦半年賦併用償還」があり、ご自由に選択できます。
8. 保　　証	・(一社)日本労働者信用基金協会 ただし、保証人が必要な場合があります。
9. 保証料	・保証料は当金庫が負担いたします。
10. 各種融資関連手数料	【有担保住宅ローン取扱手数料】 ・金庫の間接構成員（その事業体に所属する管理職の方を含む） または、有担保住宅ローンをご利用中の方が再利用する場合…33,000円 ・上記以外の金庫の間接構成員…申込金額×2.20% ＊資金使途に含めることができます。 その場合、手数料を含む貸出金額（融資実行額）に所定の利率を乗じて算出します。 ＊融資金を6カ月以内に全額返済した場合、手数料全額を返戻します。 ＊「住宅資金以外」をご利用の場合は、「住宅資金」と「住宅資金以外」を合算した申込金額に所定の利率を乗じて算出します。 【全額・一部繰上償還手数料】…無料 【再特約切替手数料】 ・特約自動更新の場合…無料 ・他の特約型ローンへの再特約（切替）の場合…無料 【特約切替手数料】 ＊融資実行当初、変動金利型で契約後、あらためて固定金利特約型または上限金利特約付変動金利型へ切替する場合…5,500円 【有担保ローン借換手数料（他行への借換）】…55,000円 ＊「住宅資金以外」をご利用の場合は、「住宅資金」口座を対象とし、「住宅資金以外」口座は対象外となります。 ・その他の返済条件の変更については、原則として行っていません。
11. 担　　保	・原則として融資対象不動産に第１順位の抵当権を設定します。 ・担保である建物について借入金額以上の任意の火災共済（保険）に加入していただきます。なお、別に定める貸出については質権を設定します。 ・借入相当額について、当金庫が指定する団体信用生命保険に加入いただきます。
12. ろうきんへの相談・苦情・	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

お問合わせ	【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　　平日　　午前９時～午後６時 （土日祝日・振替休日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：（一社）全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　　平日　　午前９時～午後５時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
14. そ　の　他	・ご希望により、「団体信用生命保険」「ろうきん３大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険」「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」「引受条件緩和・割増保険料適用特約付団体信用生命保険」に加入することができます。 ※　「住宅資金以外」をご利用の場合、「住宅資金」口座と「住宅資金以外」口座は同一の生命保険へご加入いただきます。

ろうきん

※　金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※　返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。